九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

ドイツ農民戦争における「過激派」の性格 : 農業労働者の分析を通して

前間, 良爾

https://doi.org/10.15017/2329461

出版情報：史淵. 84, pp.121-147, 1961-03-25. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

ドイツ農民戦争における「過激派」の性格

——農業労働者の分析を通して——

前間良爾

一

ドイツ農民戦争における「穏健派」対「過激派」の対抗は、その展開に極めて大きな意義をもったと考えられるにも拘らず、従来の学説史はそれについて十分な評価を与えていない様に思われる。貧農蜂起説においてもそうであるが、[1] 特に富農蜂起説に基ずく一連の研究は、農民富裕化の観点から、「過激派」の意義を極めて低く評価している。例えば、O. Stolz は「一五二五年の農民運動において、一般にプログラムは非常に過激(ラディカル)なものではなく、その実際の暴力行為が……（各領主の）身命を脅すものであった」[2] と述べるが、その間の矛盾は説明されていない。又、A. Waas は、農民戦争の平和的協定的方向から暴力的方向への転換という興味ある事実を指摘したが、その転換の決定的要因を、「近代的」タイプの領邦君主の志向——Obrigkeit の確立——に求め、農民層内部の「過激派」の意義を極めて低く評価した。[3] 集大成的な G. Franz の研究においても、農民層内部の対立は全く偶然的なものの如く見なされている。[4]

所で、この「過激派」の運動に関して、画期的な解明を与えたのが M. M. Smirin の研究で、特に彼はシュワルツワルト及び上シュワーベン地方の農民戦争の克明な分析によって、ミュンツァー派のプログラム Artikelbrief に基ずく「過激

派」と、ツヴィングリー派的「十二ケ条」に基く「穏健派」の対抗を極めて鮮かに描出した。然し、彼の研究は専ら政治思想的分析に集中され、それらイデオロギーのトレーガーの分析、即ち経済的基礎過程の十分な分析を欠いている。(5)

この点に関し注目されるのは、先ず H. Wopfner の次の様な指摘である。「農村の社会的事情に関しては、自由人と不自由人の対立より、名望家層 Ehrbarkeit と賤民 Pofl の対抗が遥に意義をもっていた。Ehrbarkeit としては完全農民 Vollbürtiger Bauer が、Pofl としては零細土地保有者 Söllleute 及び土地喪失者 Ingehäuse が理解される。これら農村人口の二つの階級は、一連の利害対立によって分たれていた。(6)」更に又、E. Kelter は、従来の諸研究が農民 Bauer の分析のみに向げられ、他の農村人口び都市下層市民の役割を無視或は少くとも軽視した傾向に疑念を抱き、独自の方法と研究を通して、中世末期における農業労働者、農村手工業者及び都市下層市民の広汎な形成と、農民戦争への彼等の参加の意義を強調した。(7) ここに「過激派」のトレーガーとしての零細農乃至農業労働者、農村手工業者、或は都市下層市民の存在が窺えるのである。

さて、本稿では、以上の研究に注目しつつ、主として農業労働者の分析を通して、農民戦争における「過激派」の性格を解明したい。尚、考察地域は農民戦争の主要舞台をなした西南ドイツを中心とする。従ってトレーガーの分析に関しても、地域に関しても、尚不十分な試論の域を免れず、この点あらかじめ断っておかねばならない。

註 (1) K. Lamprecht, Deutsche Geschichte, Bd. 5., I, 5. Aufl., 1921, SS. 349—364.

(2) O. Stolz, Die Bauernbefreiung in Süddeutschland im Zusammenhang der Geschichte, V. S. W. G. Bd. XXXIII, 1940, S. 22.

(3) A. Waas, Die grosse Wendung im deutschen Bauernkrieg, H. Z. Bd. CLIIIu. CLIV, 1938—39.

(4) G. Franz, Der deutsche Bauernkrieg, 4. Aufl., 1956, S. 289.

(5) M. M. Smirin, Die Volksreformation des Thomas Münzer und der grosse Bauernkrieg, 1952. 比較的詳細な農民戦争の基礎過程の分析を行なった彼の今一つの著

作においても、専ら封建反動の視点から農民を一元化して捉え、階層分化の視角が欠けている。又、一東ドイツ史家による最近の簡潔な展望においても、同様に、再版農奴制の強化による農村の停滞性が強調されている。ders., Deutschland vor der Reformation, 1955, Ⅱ. Kapitel ; Max Steinmetz, Die frühbürgerliche Revolution in Deutschland(1476～1535), Zeitschrift für Geschichtswissenschaft. Ⅷ Jahrg. Heft, 1, 1960, SS. 113—124.

(6) H. Wopfner, Die Lage Tirols zu Ausgang des Mittelalters und die Ursachen des Bauernkrieges, 1908, S. 75.

(7) E. Kelter, Die wirtschaftlichen Ursachen des Bauernkrieges, Schmollers Jahrbuch. Jahrg. 65, 1941, S. 642ff. ; ders., Das deutsche Wirtschaftsleben des 14. und 15. Jahrhundert im Schatten der Pestepidemien, Jahrb. f. Nationalök. u. Stat., Bd. 165, 1953, SS. 173—183. 尚、我国の研究では、農民層分化の視点から、零細農、農業労働者の析出と「過激派」の形成の関連について指摘がなされてきたが、主として富農層の研究に考察が向けられ、「過激派」の分析は充分には果されなかった。瀬原義生、「ドイツ農民戦争における富農層について」史林三七ノ一、同氏、「ドイツ農民戦争の基本的性格(一)、(二)」歴史評論、七九、八〇、諸田実、「ドイツ農民戦争の歴史的前提(一)、(二)」史学雑誌六五ノ二、三、寺尾誠、「ドイツ農民戦争の歴史的意義、上、中、下の一、下の二」三田学会雑誌五十の三、六、十二、五十一の六、大島隆雄、「ドイツ農民戦争の性格について——とくに中部ドイツを中心に」西洋史学、四十四輯。

二

上記 Smirin の研究は、主としてシュワルツワルト及び上シュワーベン地方の農民戦争をとりあげ、「過激派」対「穏健派」の対抗の状態を詳細に考察したが、その際「過激派」の行動の指針としてミュンツァー派のプログラム Artikelbrief を提示し、これとの関連の下に「過激派」の特殊な運動形態を明かにした。ここに提示された運動形態は、大略次の二つに要約出来ると思われる。第一に、Artikelbrief における城塞箇条 Schlösserartikel に基ずき、あくまでも平和協定に反

対し、全支配権力への攻撃を主張した事、第二に、農村、都市を問わずあらゆる貧困な一般民衆 der arme Mann in Städten und auf dem Land に呼びかけ、クリスト教同盟を結成し、ここに地域的、身分的な枠をこえた広汎な結合を求め、全民衆的な反封建闘争を展開せんとした事である。こうして「過激派」は、平和協定を求め、運動を地域的に解決せんとした「穏健派」に対抗し、独自のグループを形成していった。[1] 以下、主として Smirin に従い、これら二つの運動形態について若干の例示を行い、「過激派」の運動の実態に触れてみたい。

第一の形態に関しては、先ず、著名な上シュワーベンのクリスト教同盟がとりあげられる。同盟は、バルトリンゲン、アルゴイ、ボーデンゼー三集団の代表が、三月初頭 Memmingen 市に集まり結成されるが、それは端緒から U. Schmied 及び S. Lotzer に代表される「穏健派・平和協定派」と、アルゴイ、ボーデンゼー集団内部に特に顕著な「過激派、好戦派」の対抗を孕んでいた。然し相互の妥協が生じ、三月十日、同盟条令 Bundesordnung が成立する。[2] その第二項には、「共同の Landfriede が維持され、何者も他人に対し違法的に行動しない事が名誉ある同盟の意志であり意見である。何者かが他人と共に戦争、蜂起を起さんとしても、ともあれ誰も徒党を組み党派を作るべきではない、さし当り誰でも身分を問わず、平和を命ずべき力をもつべし…かかる平和命令を守らざる人は、その罪の故に罰せらるべし。[3]」と、集団内部における好戦的な「過激派」の形成について警告がなされている。事実、これ以後、同盟はシュワーベン同盟との平和協定を求める指導部、「穏健派」と、城塞、修道院等の攻撃を主張する「過激派」に分裂し、遂にシュワーベン同盟との全面的な武力衝突が生ずるに至る。[4] 所で、これらの対立は既に、上シュワーベン同盟の構成三集団内部にも顕著に見られ、例えばアルゴイ箇条書の中には同様な平和命令が見られる。「村落内或はその他の所で騒ぎをなす人には、さし当り誰でも平和を命ずべきである。彼が平和を守らないならば人は介入し、彼を体刑に処すべし。何者も他の人と徒党、集団を作るべからず。[5]」又、ボーデンゼー集団内部においても、領主から離叛せず只「神の権利」に即した負担の微収を要求す

る「穏健派」と、城塞攻撃を主張し、領主に対し全く不従順な離叛せる少数派が存在していた。[6]

次に、シュワルツワルト地域を見よう。先ず Stühlingen 伯領では、若干の平和協定反対派が「激怒し騒擾をなし ein Meuterei und Unwillen gemacht」協定受容派を「罵り、絞殺すると脅している。sie hoch schelten, drayen ihnen sie zu erwürgen」又、農民戦争期最初の流血事件といわれる Bregtal 地方 Donaueschingen の事件で、二百名の農民グループが Villingen[7] 市の軍隊により武力攻撃を受けるが、彼等は H. Müller 指導下の穏和なグループに対抗して協定に反対し、市参事会の報告によれば、「陰険な策略で他の多くの者を彼等の支持者とし不従順にせんとした um mit ihrer böshaftigen Praktik ander mer in ihren Anhang und Ungehorame zu pringen」[8] グループであった。

更に一例を、一五二五年四月二七日のフランケン地方 Taubertal 集団の野戦条令 Feldordnung に見よう。「如何なる以前の嫌悪、猜疑、敵対に対しても、非難を加え新たに事を構えるべきではなく、創設された友愛的同盟の中で……相互に策略なしに調停さるべし」と、同盟内部の敵対関係を示し、又、「最高野戦司令官及び評議団 oberster Feldhauptmann und Räte の命令、指図なしに、何者も自らの力で違法的に修道院、教会、司教区及び同様な聖界領を攻撃し、害を加えんと試みるべきでない」と、武力攻撃を主張する「過激派」へ警告を与えている。[9] 以上、若干の例示から、農民集団内部に平和協定に反対し、武力攻撃を主張する「過激派」が存在した事が判明したであろう。

次に「過激派」の第二の運動形態の考察に移ろう。先ず、先述のシュワルツワルト Bregtal の「過激派」集団では、Villingen 市当局との協定を拒否した二五名のグループが、各村々を廻ってこの集団への参加を呼びかけ、その際例えば Dürmheim 村では「過度の負債を負った」三名の農民が参加している。こうして二百名まで増大したこのグループは、前述の流血事件で一応崩壊するが、然し以後も活躍を続け、隣接の Fürstenberg 伯領に影響を及ぼし、Breg, Brigach 両河流域の諸村落を訪れ宣伝を行い、更に下ドイツへまで赴かんとしたが、ヴュルテンベルクで阻止され Breg 河流域

Bräulingen まで追い返されている。[10] 又、アルゴイ集団の指導者 J. Schmied の証言によれば、既述の上シュワーベン三集団から一人の使節がヘガウ及びヴュルテンベルクへ送られている。[11] かかる事実は、地域的な枠をこえて広汎な結合を志向する「過激派」の動向を示しているが、彼等の都市下層市民との結合の意向は更に明瞭である。

上述せるシュワーベン同盟と上シュワーベン農民集団との武力衝突の危機が迫った三月二七日、上ドイツ諸都市の代表が Memmingen 市に集合したが、それは、これら諸都市内部の不穏分子と農民との友好関係を恐れて、その対策を講ぜんがためであった。[12] 事実、既に三月一七日には Leipheim 市周辺の農民が同市を「多数の市民の同意の下に」占領し、平和協定への動きを挫折させていた。[13] Nordlingen, Augsburg 等の大都市でも農民との合流の動きが見られ、例えば後者では、一人の農民が織工との結びつきを求めて都市を訪れ、又逆に若干の市民が農村の週市場を訪ねて、農民と結合せんとした。[14] 又、三月末、Überlingen 市参事会の訓令では、「最近数日、若干の市民が上司の検査、許可を受けずに、違法的に、相互に集団を作っている離叛せる農民 abgefallenen pauren の下へ行き、彼等の意図を聞き、後にそれを我都市の至る所で公然と大衆 gemaines mann に告げ知らせている」と述べられ、市民と農民との結合を非難している。[15]

因に、この様な市民と農民との共闘或は少くとも都市大衆 Gemeinde の農民に対する友好的な態度は、農民戦争の全舞台を通じて、――Heilbronn, Nürnberg, Weissenberg, Rothenburg, Mühlhausen in Th. 等の帝国都市、Bamberg, Würzburg, Mainz, Fulda, 等の領邦都市、就中数多くの小農業都市――或は更に、その前史を通じて――ケンプテン農民蜂起（一四一五年）、ウオルムス蜂起（一四三一年）、ザルツブルク蜂起（一四六二年）、ブントシュー蜂起等――随所に示された事実であり、若干の史家の注目する所でもあった。[16]

さて、以上若干の例示により、「過激派」の運動、或はその二つの特質の実態が明かにされた。所で、これら過激派は如何なる階層から成り立っていたであろうか。これについて暗示を与えるのが1表である。[17] これは、ケンプテン僧院領で

Ⅰ表. Kempten 僧院領，平和協定非参加領民

(1526年4月17日まで)

	St. Lourenz pfar	Ermigers	Underthingow
子供 (kind)	3	18	15
子供下僕 (kind dienet)	4	1	9
子供乞食 (kind bettlet)	2	0	1
息子 (sun)	1	10	6
娘 (tochter)	2	7	3
下女 (tochter dienet)	0	2	0
寡婦 (wittib)	8	19	25
乞食寡婦 (wittib bettlet)	1	0	0
下働き寡婦 (wittib dienet)	0	0	1
妻 (frow, weib)	2	1	1
未婚者 (ledige leute)	0	2	3
奉公人 (……dienet)	1	0	0
手工業者	3	2	4
下級役人	2	1	2
その他	17	34	33

不明な点が多いが、ともかく農業労働者と推定される階層——子供下僕、子供乞食、下女、寡婦、下働き寡婦、未婚者、奉公人——がかなり多い事が注目される。本史料の編者 Weinauer も又、「二つの協定には、主として、尚失うべき何物かを持ち、或は僧院長との即座の調停から利益をひき出しうる領民が参加した様に思われる。これに反し、このリスト農民戦争敗北後に行われた二つの平和協定 (Martinszeller Vertrag, 1525. 10. 25; Memminger Vertrag, 1526. 1. 19.) の何れにも参加しなかった人々のリストである。この中には、蜂起非参加の故に、又家屋焼失、夫の処刑等の故に免焼税 Brandsteuer を免れ、従って協定に参加しなかった人を若干含んでいるが、大部分は協定反対派乃至蜂起に関する嫌疑者——従って「過激派」——であった。

には、就中、失うべき何物をも持たざる人が現れるだろうし、又実際これらの人々が優勢であった様に思われる」[18]と述べている。

更に、上述のアルゴイ箇条書には、「遍歴中の通行者で疑わしい人物に対し、彼が僧侶、騎士、乞食の何者であれ、釈明を求め、尋問を行うべし」[19]という規定が見られ、共同体的或は地域的な枠をこえて各集団間を移動する、おそらく「過激派」の密使として、僧侶と共に乞食 bettlar が挙げられている事が注目される。Taubertal 野戦条令では、「人はあらゆる水車業者 Müller を保護し、危害を加えるべからず。又如何なる犁をも奪わずに、それを全体の利益のために利用すべし」[20]と、特権的な Banngewerbe の所有者 Müller や、犁をもてる富農?への攻撃を警戒しているが、これらと対抗的に、貧農層が「過激派」を形成したものと思われる。以上の例から、零細農、農業労働者、乞食等の農村下層人口が「過激派」のメンバーを構成していた事が窺えるであろう。然らば、これらの階層は、当時如何なる社会的、経済的状態にあったか。以下、この事情を考察し、叙上の「過激派」の運動形態との内的関連を明らかにしていきたい。

註 (1) Smirin, Die Volksreformation, VI. VII. VIII. u. IX. Kapitel. Artikelbrief が、ミュンツァー派のものかどうかについては異論が多いが、ともかく、「過激派」のプログラムであった事は疑がなかろう。vgl., ibid., S. 366ff.; G. Franz, a. a. O., S. 136f.

(2) Smirin, Die Volksreformation, S. 497ff.; Franz, a. a. O., S. 127f.

(3) Dokumente des grossen deutschen Bauernkrieges, hrsg. von H. Kamnitzer, in: A. Meusel, Thomas Münzer und seine Zeit, 1952, S. 218.

(4) Smirin, Die Volksreformation, SS. 520—564; Franz, a. a. O., S. 129ff.

(5) Dokumente, hrsg. v. Kamnitzer, S. 225; Smirin, Die Volksreformation S. 464.

(6) Smirin, Die Volksreformation, S. 495f.

(7) Ibid., S. 351, Anm. 52. u. 53.

(8) Ibid., S. 423, Anm. 187.

(9) Dokumente, hrsg. v. Kamnitzer, S. 223.

(10) Smirin, Die Volksreformation, SS. 427—433.

(11) Ibid., S. 471f.

(12) Ibid., S. 544ff.
(13) Ibid., S. 528f.
(14) Ibid., S. 526.
(15) Ibid., S. 558.
(16) Kelter, Die wirtschaftlichen Ursachen, SS. 645—651; Franz, a. a. O., S. 288f.; Smirin, Deutschland vor der Reformation, Ⅲ～Ⅶ. Kapitel.
(17) Die Bauern des Stifts Kempten 1525/26, hrsg. v. A. Weitnauer (Alte allgäuer Geschlechter XXV.), 1949, SS. 57—93. より作成。ここでは計一六一地区の非参加者の名前が掲げられているが、比較的数が多い三地区のみを表にまとめた。他の地区でも、略、同様な傾向が見られる。
(18) Ibid., S. Ⅻ.
(19) Dokumente, hrsg. v. Kammitzer, S. 225; Smirin, Volksreformation, S. 477, Anm. 62.
(20) Dokumente, hrsg. v. Kammitzer, S. 223.

三

農民戦争に先行するドイツ農村社会に、農民層の階層分化が進展し、そこからかなり広汎な零細農乃至農業労働者が析出されて来た事は、Th. Knapp, Fr. Lütge, H. Wiessner, H. Wopfner, J. J. Siegrist 等のドイツ農業史の研究に指摘され[1]、又、その経済状態に関しては、「農業危機」との関連の下に、Fr. Lütge, W. Abel, E. Kelter 等の経済史家の間に多くの論議を生んで来た[2]。これらの成果を十分に考慮しながら、以下、零細農乃至農業労働者に関する若干の数量的考察と性格分析を行いたい。

数量的関係、即ち、農村内部におけるこれら下層人口の数或は農民との比率に関しては、十分実証的な成果は期し難いが、ここではいくつかの表を提示し、その傾向を窺いたい。

先ずⅡ表[3]では、（A）表において、全保有面積合計 80 Jauchert 以上の富農四名、40 Jauchert 以上の中農六名、それ以下の小農二名とかなりの階層分化を示しているが、この村には（B）表の如き多数の、土地を全然或は殆ど持たぬゼル

Ⅱ表. シュワーベン地方 Haunsheim 村

A）保有面積（1559—1630年）単位 Jauchert＝Tagwerk

保有者番号	保有地種類	耕地	牧草地	森林	合計	
1	Hof	65(J)	20(T)	25(J)	110	
2	Hof	63	21	25	110	
3	Hof	33	14	18	65	98
	Lehen	23	3	7	33	
4	Hof	56	11	20	87	
5	Lehen	23½	9½	8	41	71½
	Lehen	20	7	3½	30½	
6	Hof	37	12	2	51	
7	Hof	37	9	5	51	
8	Hof	37	9	4	51	
9	Hof	40	3	1	44	
10	Hof	35	13	2	50	
11	Lehen	23	7	5	35	
12	Lehen	18½	2½	—	21	

B）Söld, Söldner 数

年	Söld	Söldner	
1442	27	23	
1559	44	?	
1630	55	55	35. 非土地所有 20. 小土地所有

C）1600年の人口

Bürger (Bauer, Söldner)		60	
Witwe		6	
Beisitzer	Ingehäusste	6	14
	einzelstehendes Weib	8	

中葉以降にかけて、一二名の農民、四〇～五〇名のゼルトナー、一四名程度の日雇層が存在した事になる。

Ⅲ表[4]の Gauting 村では、富農層は存在しないが、(A)表では住民は完全ホーフ農、半ホーフ農、四分の一ホーフ農とゼルトナーに分解し、更に一七世紀の(B)表ではゼルトナーが小土地保有の Bausöldner と土地をもたぬ Blosssöldner に分たれる。所で、一六世紀では、農民対ゼルトナーの比率は約二対三を示し、一七世紀にはその比一対三と、急激なゼルトナー——農業労働者乃至手工業者——が見られ、又、(C)表によれば、家屋すらもたぬ間借人 Beisitzer 即ち日雇の階層が男女合わせて一四名存在している。従って一六世紀

ルトナーの増大が目立っている。

Ⅲ表. バイエルン地方.
Gauting 村の人口

A) 1532年

Hofbauer	8人	16人
Hubner (½Hof)	2人	
Lechner (¼Hof)	6人	
Söldner (⅛-1/16Hof)	22人	

B) 1666年

保有地種類	耕地面積 (Juchert)	馬数	人数	
¾ Hof	23	4	1	8
½ Hof	18～17.5	3	6	
¼ Hof	8.5	2	1	
Bausölde	5.5～	1～2	15	24
Blosssölde	—	—	9	

Ⅳ表. スイス Aargau 地方 Herrschaft Hallwil の人口

A) Egliswil 村

年	1346	1465	1484	1505	1524	1559
家計数	32	—	—	—	—	★28(3)
Bauer 数	—	12	14	11	10	—

	Vogtsteuer 額	1465年	1484	1505	1524
Halbbauer	1— 9 β	5人	7	2	2
Ganzbauer	10—19 β	2	1	5	1
	20—39 β	3	6	3	5
Doppelbauer	40 β以上	2	—	1	2

B) Seengen 村

年	1346	1350頃	1438	1462	1559	1665
家計数	60	—	—	—	★66(2)	66
Bauer 数	—	◎(36—38)	20—28	21	—	14
Tauner 数	—	—	—	—	—	52

★ ( ) 内は非定住家屋
◎ 推定人数

同様な傾向はⅣ表[5]においても観取される。Egliswil 村に関する（A）表を見よう。この地域では一四世紀中葉から一六世紀初めまで殆ど家計数に変動がなかったと推定され、従って一五、六世紀において家計数は三〇、農民数を一〇～一五名とすれば残りはタウナー――零細農乃至農業労働者或は手工業者――となりその比は一対一乃至一対二となる。下表は耕地面積に応じて賦課される Vogtsteuer に従って農民層分化を示すものだが、この村の農民も、一～二名の富農 Doppelbauer 五～八名の中農 Ganzbauer 二～七名の小農 Halbbauer に分解している。更に Seengen 村の人口も、略同様な傾向を示し、農民対タウナーの比は、一四世紀中葉、三対二だが、一五・六世紀で一対二と逆転し、一七世紀には一対三～四と、タウナー層の急激な増大が示される。

以上の考察においてゲジンデ層の数は判明せず、又Ⅱ表を除いて間借人、日雇の数は不明であり、全体として非常に不完全ではあるが、ともかく、一五・六世紀における広汎な農民層分化と、その中から生み出されてきた零細農乃至農業労働者の急増の傾向がある程度察知されるであろう。かくして、彼等は当時の農村社会の有力な構成部分であり、農民戦争における彼等の動向は、当然無視されえない影響力をもつはずであった。

所で、これら農業労働者の社会的、経済的性格は、その内部でも様々の偏差を有していた。以下、彼等を、㈠ゼルトナー、㈡ゲジンデ、㈢日雇、の三類型に分け、夫々の特質を明かにしていこう。

㈠　ゼルトナー（Söldner Kotter, Tauner, Eynlufitige）。ゼルトナーはその名称の如く小家屋 Selde を保有する階層だが、本来この Seld は領主或は農民が、彼等の雇傭労働力を定着化させるために設けた副家屋を意味し、従ってその保有者たるゼルトナーは、後の Inleute 的性格を有していた[6]。所が、一三世紀以降における内地開墾或はフーフェ分裂の急速な進展は、大量の零細な土地――Beunde, Bifang, einzechtige Güter, walzende Güter――を生み出し、ここに、これら小土地の保有者として新しいタイプのゼルトナーが生れ、彼等はその本来のインロイテとしての性格を失っていく――

「ゼルトナーの経済的、社会的上昇」(Hon-Firnberg)。更に彼等は、一五、六世紀になると共同体成員権をも確保して定着化し、村落内での一つの独立した階層を形成するに至った。[7] 例えば、先述のシュワーベン地方 Haunsheim 村では、農民とゼルトナーは共に村民 Bürger として記され、何れも共同体成員権を有したが、更に共同体役員 Gemeindebeamte としての Vierer は、農民とゼルトナーから夫々二人ずつ選ばれている。[8] かかる事態は一部の地域を除いて、当時既に一般化した事実であった。[9] 然し、共同体内における両者の法的地位の平等化にも拘らず、その経済的差異は、後述する共有地利用権の差に明瞭に示される如く、強固に残存し、特にゼルトナーの土地保有は極めて零細なものであった。再び、Haunsheim 村に例をとろう。前掲Ⅱ表に示された様に、一六三〇年、五五名のゼルトナー中、二〇名のみが土地を保持したが、その保有規模も大体 3 Jauchert 前後の零細なものにすぎなかった。[10] eigene Äcker——frei eigen とも呼ばれる完全所有地——、Scheffeläcker ——貢租として一シェッフェルの穀物を収める土地——と呼ばれて、自由に譲渡、販売出来るこれらの土地は、地片 Parzelle として三圃の中に散在し、従って「三年毎に休閑地となり、(貢租を)何も与えず」の記述の如く、全然収穫をもたぬ年も生じたのである。[11] 又、Herrschaft Hallwil では、農民 Hofbauer が屢々劣悪な土質の地片をタウナーにひどく高い地代で貸与していると非難されている。[12] こうした零細な土地では到底、生計は不可能で、従って彼等は大部分、農業労働者、一部は手工業者として生計を補充した。一例を挙げれば、Haunsheim 村のゼルトナー、Colman Hofer なる人物は、領主より四週間の許可を得て、他村へ労働のため出かけたが、そこに七ケ月留り、農耕仕事を全て終えた後に帰村し、刑罰として三日間の桎梏刑を受けている。[13] 従って、彼等は通常四週間程度の他村への出稼ぎをも行っていた事になる。かくしてゼルトナーは、村落内に定着化し、零細な土地を得て、半ば独立化しながら、尚生計の重要な部分を雇傭労働に依存した、いわば半独立的な農業労働者であったといえよう。[14]

〔二〕 僕婢 (Gesinde, Dienstbote, Ehehalte)。彼等は封建的賦役労働の転化形態としての強制僕婢 Zwanggesinde と

自由な契約関係に基ずく自由僕婢 freies Gesinde に分れるが、ここでは当然後者が問題となる。このゲジンデは農民、ゼルトナー及び日雇等の子供達からなり、その特質として、第一に、比較的長期の雇傭関係に基ずく常雇的労働力である事、第二に、農民或は領主の家計内部にその一成員として介入する事の二点が挙げられる。[15] 彼等は既に中世前期に領主層（グルントヘル）の直営地耕作等のためかなり広汎に存在したが、[16] 中世末期には農民層の補助労働力として最も好んで採用された雇傭労働力であった。[17]

所で、ゲジンデはその第二の特質から、雇傭主の Hausrecht に服し、従って雇傭主＝ゲジンデ関係は極めて濃厚な家父長的支配を伴った。多くの判告書において彼等が屢々 „der nachbarn kind oder knecht" の如く子供と等置され、[18] 又逆に、農民の子供が両親から恰もゲジンデの如く賃金を受けている事は、[19] この事情を十分に物語っているであろう。又、数多くの判告書において、領主（グルントヘル）のゲジンデに関する争いは一般の法廷に訴えられず、雇傭主たる領主の調停に委ねられる事が規定され、或は農民家計内のゲジンデの犯罪その他に関する責任は一般に雇傭主に負わされている。[20]

他方、ゲジンデの雇傭、賃金問題は、村落領主権乃至共同体の拘束化におかれた。ファルツ地方 Gleiszweiler 村の判告書では、この村にやって来たゲジンデ dienstknecht は、schultheisz に誠実を宣誓すべく命ぜられ、又、「仕事を与えられる場合、彼等は Gl. で契約し他の何処でも契約すべからず…… und gewinnen sie ichtz mit imand daselbst zu schaffen, das sollen sie zue Gl. und sonst nirgent anderstwo ausztragen, ……」[21] と、いわば共同体による優先雇傭権 Vormietsrecht を規定している。更に、フランケン地方 Herrmbreitingen 村では、「ゲジンデが正常な理由なしに雇傭主から去るならば、……彼は如何なる賃金も与えるべからず」[22] と規定されているが、一六七八年 Gautiug 村の裁判記録によると、Michael Heal なるゲジンデが一年契約で Ulsula Klopferin の下に雇傭されたが「雇傭主の屢々の侮辱と苛酷な取扱いのため」一九週で解約し、残りの賃金を要求したのに対し、判決はそれを不当とし賃金を与えず、逆にゲジンデ

は二四時間の拘禁刑を受けている。[23]

かくしてゲジンデは、雇傭主による強度の家父長的支配と同時に、領主権及び共同体による強い拘束をも受け、従って彼等は、いわば封建社会に適応せる雇傭労働の形態であったといえよう。然し、ここで述べた判告書等の記述も暗示する如く、中世末期の社会的変動は漸次にこの階層をもより自由な賃労働者へと転化させていくが、この点は四章の課題に残しておこう。

㈢、日雇或は間借人（Tagwerker, In leute, Ingehäuste, Gehauser, Hansgenosse, Hauslinge, Hausleute, Inwohner, Insten, Beisitzer, Einlieger, Herbergsleute）。様々の名称で呼ばれるこの階層は、一四世紀以来各地の判告書に見られ、新しい雇傭労働力として農村社会に次第に大きな意味をもってくる。彼等はゲジンデと対比的に、その特質として、第一に、主として季節労働に従事し、従って収穫期、播種期等の農繁期に使用される不定期の臨時的な雇傭労働力であった事、第二に、農民の家屋の一部を賃借する借家人乃至間借人であるが、尚自らの家計を保持し、屢々僅少の共有地利用権をも与えられていた事の二点が挙げられる。[24] かくして、ゲジンデに較べ雇傭主或は領主権からの或程度の独立性を保持しうる事になる。

然し、彼等に対する領主権或は共同体による拘束は尚かなり厳格なものであった。一三四六年のバイエルンのラント法は、完全ホーフ Vollhof に最高二名、フーフェ（二分の一ホーフ）に最高一名の間借人 Hintersasse を、村落共同体の協議と同意を以てのみ、雇傭する事を許可しているが、[25] シュワーベン地方 Baldingen 村の判告書には、「定着せる農民或はゼルトナーは、夫々一人以上の間借人 hausgenosse を彼の住居の中に留めるべからず」[26]と、同様な雇傭数の制限が意図されている。更に、トゥールガウ地方 Zilschlacht 村の判告書（一五七六年）では「如何なる住民も、10pfd. pfen. の罰にかけて、領主及び共同体の認知と同意なしには、よそ人を受け入れ、彼に家屋或は土地を貸与し、或は彼を宿泊さ

せ間借りさせるべからず」[27]と、日雇層の入村或は雇傭に対する制限――村落の封鎖化――が意図されている。又、屢々、入村の際の誠実宣誓、入村金 Aufnahmegeld の徴集、村落の優先雇傭権、間借人の違法に対する雇傭主の責任等の規制も見られ[28]、ゲジンデの地位との若干の類比も存在した。

然し、これらの拘束にも拘らず、彼等はその季節労働者としての性格から、かなり自由な移動性と契約関係を有する事になる。バイエルン地方 Thierhaupten 修道院領の法(一四七五～一五〇二年)では、「何者も他人に家屋、屋敷地、宿泊所 haus, hof, herberg を、Th. の領主の許可なしに与えるべからず。但し、収穫期の二週間 vierzehen tag in dem schnitt. を例外とし、その際各人は許可なしに適当な人を宿泊させる herbergen 事が出来る。」[29]と、季節労働者に関しては例外的に村落の封鎖性をゆるめており、又、フランケン地方 Eschau の判告書(一四六三年以前)には、「或人が収穫期に、賃金を支払う一〇～一二名の刈取夫をもてば、das einer zehen oder zwelf schniter hete in der ern, den er iren lone geben solt, ...」或は、「或人が燕麦の収穫期に、賃金を与える十二名の刈取夫をもてば、..... hete einer zwelf meder in der haberern, den er seinen lon gebe....」[30]の如く、農民経営内にかなり多数の季節労働者が存在した事を示している。他方、彼等は、一時的な雇傭関係から離れると、特に冬の農閑期にはその乏しい共有地利用権と相俟って生計に困難を来し、常に乞食 Bettler への転落の危険を孕んでいた。[31] シュワーベン地方 Baldingen 村の判告書に見られる「如何なる無益のゲジンデ、乞食 bettler その他を一晩以上宿泊せしめるべからず」[32]の規定は、乞食は又日雇乃至農業労働者でもあった事を示しているであろう。中世末期の数多くのラント法令に見られる「のらくら者 Müssigägnger」、「浮浪者 Landstreicher」「乞食」の階層はまさに彼等であった。こうして彼等は上述の如き領主的、共同体的規制、封鎖的傾向を圧倒して、浮浪的、移動的性格を強め、中世末期農村社会におけるブルジョワ的発展――富農経営の進展――と相俟って、次第に「二重の意味で自由な」近代的賃労働者への転化を萌芽的に示し始めてくるのである。

さて、以上の考察から、一五、六世紀の西南ドイツ地方に大量の――農民層を上回る――農業労働者が析出されていた事、更に彼等は㈠、村民権を獲得し、零細な土地を保有しながら尚、雇傭労働に従う半独立的農業労働者としてのゼルトナー、㈡、封建的農村社会に適合せる、家父長的支配下におかれた雇傭労働力としてのゲジンデ、㈢比較的自由な雇傭関係に立つ、近代的賃労働者への志向を示す日雇層の三類型から構成されていた事が明かにされた。それでは、かかる農業労働者は、農民戦争の際、如何なる理由から「過激派」を構成する事になるのだろうか。以下、この点につき考察を進めよう。

註 (1) Th. Knapp, Gesammelte Beiträge zur Rechts-u. Wirtschaftsgeschichte vornehmlich des deutschen Bauernstandes, 1902, S. 392f.; ders., Neue Beiträge zur Rechts-u. Wirtschaftsgeschichte des württembergischen Bauernstandes, Bd. I, 1919, S. 93f.; Fr. Lütge, Die bayerische Grundherrschaft, 1949, SS. 162—179; H. Wiessner, Beiträge zur Geschichte des Dorfes und der Dorfgemeinde in Österreich, 1946, SS. 44f., 60 u. 63ff.; H. Wopfner, a. a. O., S. 19f.; J. J. Siegrist, Beiträge zur Verfassungs-u. Wirtschaftsgeschichte der Herrschaft Hallwil (Argovia, 64Bd), 1952, S. 371ff. 伊藤栄、「ドイツ村落共同体の研究」一九五九年、九八～九九、一九〇～一九二頁。

(2) Fr. Lütge, Das 14./15. Jahrhundert in der Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Jahrb. f. Nationalök. u. Stat., Bd. 162, 1950. 中村賢二郎訳「社会経済史における十四、五世紀」一九五八年; W. Abel, Wüstungen und Preisfall im spätmittelalterlichen Europa, derselbe Jahrbücher, Bd. 165, 1953; E. Kelter, Das deutsche Wirtschaftsleben des 14. und 15. Jahrhunderts im Schatten der Pestepidemien.

(3) Knapp, Gesammelte Beiträge, SS. 287, 289, 301—304, 308, 311 u. 314 より作成。

(4) W. Krämer, Geschichte der Gemeinde Gauting, 1949, SS. 80f. u. 94. より作成。

(5) Siegrist, a. a. O., SS. 355 u. 371ff. より作成。

(6) H. Hon-Firnberg, Lohnarbeiter und freie Lohnarbeit im Mittelalter und zu Beginn der Neuzeit, 1935, S. 72ff. "cum seldis curiae adjacentibus" (1236), „Sedelhof, samt dreyen selden darzu gehörig "(1526)„ Inquilinus ego sum in terra daz ist der eigen hus nê habet unde er anders mannes seldare ist" 等の史料

はそれを物語つているであろう。 ibid., S. 74.

(7) Ibid., S. 48ff., S. 75 ; Knapp, Neue Beiträge, S. 94.

(8) Knapp, Gesammelte Beiträge, S. 279ff.

(9) Vgl. Grimm, Weistümer, Ⅶ, SS. 242, 250 u. 287 ; Knapp, Neue Beiträge, SS. 93f. u. 102 ; Siegrist, S. 192f.; Wiessner, a. a. O., S. 63f.

(10) 例えば、一四八二年、一ホーフと一レーエンが分割されて、九人のゼルトナーに夫々3 Jauchert ずつ与えられた。又、一六一〇年、一人のゼルトナーが、12½ Jauchert の耕地と 1½ Jauchert の林(Holz)を遺産として残したが、二人の買手が、彼の相続者から 10J. の耕地と林を買取り、更に 4½J. の耕地と林を六人の人に販売している。尚、この村のゼルトナーの大部分は、殆ど ½ Tagwerk をこえぬものだが、菜園 (Garten) を保有している。 Knapp, Gesammelte Beiträge, SS. 288, 308 u. 314. Anm. 1).

(11) Ibid., S. 315.

(12) Siegrist, a. a. O., S. 376.

(13) Knapp, Gesammelte Beiträge, S. 266.

(14) 但し、ゼルトナーに関しては、地域差が充分考慮されねばならない。例えば Gauting 村の Bauseldner は、Ⅲ表に示される如く、¼ Hofbauer に近似の土地と、一～二頭の馬を保有しているが、他方、尚、インストロイテ的性格

を強く残している者もあつた。 vgl. Hon-Firnberg, a. a. O., S. 75f.; Lütge, Bayer. Grundherrschaft, S. 178. Anm. 56).

(15) Hon-Firnberg, S. 8f.; Lütge, Bayer. Grundherrschaft, S. 162f.

(16) Fr. Lütge, Deutsche Sozial-und Wirtschaftsgeschichte, 1952, S. 46 ; R. Kötzschke, Deutsche Wirtschaftsgeschichte bis zum 17. Jahrhundert, 1908, S. 60.

(17) Wopfner, a. a. O., S. 20 ; Lütge, Bayer. Grundherrschaft, S. 162.

(18) Vgl. G. W., Ⅵ. SS. 123 u. 149.

(19) Vgl. G. W., Ⅰ. S. 408, Ⅵ, S. 371.

(20) Vgl. G. W., Ⅰ.S. 672, Ⅲ. SS. 591 u. 769, Ⅵ. SS. 149 u. 385

(21) G. W., Ⅴ. S. 570.

(22) G. W., Ⅲ. S. 590.

(23) Krämer, a. a. O., S. 246. vgl., Hon-Firnberg, a. a. O., S. 106ff.

(24) Lütge, Bayer. Grundherrschaft, SS. 163 u. 171f.; Hon-Firnberg, a. a. O., SS. 10 u. 55f.

(25) Lütge, Bayer. Grundherrschaft, S. 173.

(26) G. W., Ⅵ. S. 276.

(27) G. W., Ⅵ. S. 347. 尚その他同様な例は数多く見出せ

ℵ° vgl. G. W., I. SS. 109 u. 210, Ⅲ. SS. 639, 673, 699, 725 u. 728, Ⅵ. S. 246.

(28) Hon-Firnberg, a. a. O., SS. 66 u. 78f.; Knapp, Neue Beiträge, S. 94; ders., Gesammelte Beiträge, SS. 166f. u. 287.

(29) G. W., Ⅵ. S. 198.

(30) G. W., Ⅵ. S. 40.

(31) Hon-Firnberg, a. a. O., S. 80; Lütge, Bayer. Grundherrschaft, S. 172.

(32) G. W., Ⅵ. S 276.

四

農民戦争における「過激派」の形成、従って又、「過激派」と「穏健派」の対抗の客観的条件を求めんとすれば　地域的、村落内的な条件と共に、二章で述べた「過激派」の運動の性格から超地域的なそれをも合せ考察せねばならないであろう。所で農業労働者の階層はいかなる点でこれらの条件を具えていたであろうか。以下、第一に、地域的条件として共有地（アルメンデ）をめぐる利害対抗関係を、第二に、超地域的な条件として彼等の移動的性格を考えてみたい。

農民戦争前後の、村落内部における「貧者と富者 arm und reich の抗争」(Wiessner) において共有地をめぐるそれほど明瞭なものはない。ゼルトナーの階層で既に、農民との間の利用権の差は、Ⅴ・Ⅵ表[1]に示される如く極めて明瞭であり、特に耕作用の輓獣即ち馬を殆ど所有しなかった。例えば Herrschaft Hallwil のタウナー層は輓獣を有せず、雌牛所有は一頭に限り許可されたが、その共有地利用は屢々排除された[2]。日雇 Tagwerker に至ると、その利用権は極めて劣悪で、せいぜい家畜一頭の所有或はそれすら全く与えられない場合もあった[3]。例えば、上述 Baldingen 村の判告書では、「haus-gcnosse が家屋 ein haus を住居用に貸与される場合、牝牛であれ豚であれ一頭以上の家畜の飼養は許されない。その他の hausgenosse は全く何も飼養しえず[4]。」と規定されている。

かくして、共有地をめぐる幾多の対抗関係が生れてくる。例えば、一六五四年、前述の Gauting 村では、共有地等の問

Ⅴ表. 判告書に見られる共有地用益権

A) シュワーベン地方 Baldingen 村家畜所有数

	羊		鶯鳥	鳩
	牝	牡		
農民	12	1	30	12
ゼルトナー	8	1	20	10

B) 上記村落, 休閑地耕作面積

農民		2 Morgen
ゼルトナー	馬所有	1 Morgen
	馬非所有	½ Morgen

C) シュワーベン地方 Pflaunloch 村 羊所有数

農民	14
ゼルトナー	8

D) シュワーベン地方 Ehringen 村 羊所有数

農民	10
ゼルトナー	6

Ⅵ表. Herrschaft Hallwil における共有地利用権

A) 燃料用木材許容量

	Seengen 村 (1636年)		Egliswil村(1673年)
	薪 (Scheiter)	丸太 (Stöcke)	Scheiter
Doppelbauer	9 Klafter	3 Klafter	5 Klafter
Ganzbauer	7 〃	3 〃	4 〃
Halbbauer	4 〃	2 〃	
Tauner	3 〃	2 〃	3 〃
Witfrauen	—	—	2 〃

B) 豚所有数 (1544年)

Vollbauer	30
Halbbauer	15
Tauner	6

題でゼルトナーと農民が争い訴訟事件が生じたが、農民の訴えには、「ラント治安条令に反して、ゼルトナーが自らの耕地や牧草地で越冬させえないほどの馬や家畜を保持し、……道路の維持を拒否する。……彼等は果物を摘みとり、どんぐりを拾い我物とするが、それは全ての慣習に反し、農民に大きな害を与える。[5]」と記され、両者の共有地をめぐる対抗を示している。又、ゲジンデその他の危害に対する抗議も、屢々判告書に見られる。ファルツ地方のある四ケ村の判告書（一五七七年）には、「多くの緑の樹が……日々、伐り倒され、剝ぎとられているので、als man taglich befindt dasz vil grüner baum umbgehauen und geschelt werden soll, 各人は彼の gesind, knecht, mägd und kinder に警告すべし[6]」と規定され、又、ティロールの一判告書には、「未婚者や不法婚姻者 ledigen personen und ehleiten（ゲジンデ）は……何の財産もなしに結婚し、その場に家を持って定着しているが、彼等は子供を養わず、……乞食や喜捨に頼ってさすらい、命令、禁令に服従せず、反抗し、収穫物や耕地用益、或は放牧、木材伐採、共有地開墾その他に不当に介入し、村民に非常な害をなす[7]」と記されている。特に後の例に見られる如き、共同体成員権をもたぬ浮浪的人口（ゲジンデ、日雇）の増大は、村落内部の対抗を深刻化していった。上エルザス Urbeisthal の条令（一五三六年）には、「浮浪者 landstreicher が我村民に何らかの害悪を、即ち、罵り、名誉毀損、暴行、盗みその他 schelten, eerabschneiden, schlagen, stelen oder anders を与えたと訴えられし場合、それ以上の証拠がなくとも、我村民の訴えが信用さるべし[8]」と規定され、この事情を良く物語っている。又、一五三〇年のバイエルン公の布告には更に明瞭に、全ゆる以前の布告にも拘らず、「戦争からの逃亡者、治安妨害者 Landzwinger、Garterer、行商人 Hausierer、浮浪人 Sterzer 及び乞食 Petler」が農民の下に出没する事をやめず、農民を、特に小定住地や孤立農園のそれを、「恐喝、強制、奪いとり」或は更に「殺人及び強奪」によって圧迫する事が述べられ[9]、浮浪者の危害を訴えている。

所で、これらの村落内部の貧者（貧農乃至農業労働者）対富者（農民（バウエル））の対抗関係は、そこから、いわば「地域的過激

派」を形成したであろうが、これは更に、農業労働者自身に内包された客観的条件即ち「移動的性格」によって、超地域的な「過激派」の形成へと発展していく。以下この点の考察に移ろう。

既に先章で述べた如く、日雇の階層はその内在的条件として移動性をもち、常に浮浪人口へ転化する傾向を有した。一四世紀以降、ペストと農業危機の中から漸増して来たこれら移動する日雇層は、ゲジンデの階層にも影響を与えて、多量の浮浪的労働人口を形成し、経済政策上、又治安上、大きな危機を生み出していったのである。[10] これらの事情は、先述の判告書の諸規定（日雇層の入村規制或は村落の優先雇傭権の規定等）にも窺えるが、就中、一四世紀以降急増する各ラントの労働者規制法令に明瞭な姿を見出す（Bettlerordnung の時代）。ラント法は、周知の如き賃金規制――最高賃金制――と並んで、労働強制 Arbeitszwang の規定を伴い、移動労働力の緊縛化を意図したのである。[11] 例えば、一三五二年のティロールの領邦条令には、僕婢や日傭等々 Dienstboten, Tagwerker etc. は従来の雇傭者のもとに従来の賃金でとどまるべきである、と規定され、[12] 低賃金での労働者の緊縛化を意図している。又、一四四二年、帝国は全ゆる諸侯、領主、都市に対し、「成長せる労働能力ある奉公人（クネヒト）は、彼がのらくら者 Müssiggänger で名誉ある公正な且十分な生計を独力で持たざる場合、その何者も領域内に留めおかれず、拒絶され、追放さるべく」配慮する様に命じている。[13] 同様な例は、一四二〇年のティロール等族議会の決議に見られる。即ちここでは、各裁判領主（リヒター）が、ゲジンデとしていかなる仕事もせず、又いかなる日雇でもない未婚の奉公人 lediges knecht に関し、50pf. の罰金で以て一週間以内に各裁判区を立去るべく配慮する様に述べられている。[14] こうして、浮浪者一般の領外追放を通じて、労働強制、労働力緊縛化への努力が志向されている。

この様な規制は判告書にも明瞭に反映されてくる。バイエルン地方 Mueldorf の判告書（一五八八年）には、「何者も上司 obrigkait の認知なしに、既知の者をも、未知の者をも、更に尚、下男 knecht 下女 dirne を問わず未婚の者

ledige personen を受け入れるべからず、同様に、傭兵及び乞食、或は又その他の行商や無益な人 landsknechten und peiern auch andern hosirern und vergebenen leuten を宿泊させ、更にこれらの人を留め間借りさせない様に命ずる。[15]」と規定し、多様な浮浪人口の村落への流入を強く警告している。又、オーストリアの一判告書によれば、「定住せざる未婚の者又はその他の夫人及び男子は、いかなる商取引、酒の小売、葡萄酒の行商その他をなすべきではなく、単なる日雇労働のみに従事すべし[16]」と、農業日雇層の他の職業への転化をも禁止している。

以上、若干の例により、様々の帝国、ラント、村法を通して、直接或は間接に、移動的労働人口に対する労働強制、労働力の緊縛化が意図されていた事が判明したであろう。それにも拘らず、これら法令の数量の増大或は再三の発布が示す如く、移動的労働者は、かかる労働規制を無視して漸増し、この「移動性」を益々強めていったのである。[17]

所で、以上の諸例からも既に示される如く、移動的労働者は、本来の日雇層に留まらず、ゲジンデ層をも含むに至った。彼等も日雇の影響の下に漸次その家父長的支配を脱し、移動労働者の一翼を構成していく。この点につき更に若干の例を示しておこう。オーストリアの一判告書は、収穫期を例外として、下男(クネヒト)及び下女(デイルネ)が日給で――従って日雇として――働く事を禁止し、[18] ゲジンデの日雇への転化の動向を示している。又、既に一三四六年のバイエルン公の布告には、「奉公しない日雇は村落の負担になる、彼等は貧困のため乞食をし盗みを行い、僕婢 Dienstbote に悪例を与える」[19]（傍点筆者）と日雇の僕婢への影響を示している。又、一四九七年のバイエルン等族議会の訴えには、「下男(クネヒト)は最早長期の僕婢契約 Dienstbotevertrag に入らず日雇として出て行く事を好み、夏には出来る限り外国で働き、そこのより高い賃金を利用し、冬には帰って来て酒場の周りを徘徊する」[20]と、ゲジンデの日雇への移行、移動性の増大を示している。

かかる移動労働者の量的、質的発展は、反面、農村社会のブルジョワ化の発展、富農経営の展開を示す重要な指標でもあった。数多くの労働者乃至賃金規制法令が、その発布の動機として、労働者による高賃金の要求と並んで、富裕な雇傭

者による雇傭労働力引きぬき Abdingung を挙げている事は十分注目に値する。[21] 富農層は、賃金を上げて他の雇傭者の労働力を引き抜き、こうして賃金騰貴或は労働者の移動性の条件を作り出していたのである。日雇を中心とした移動的労働力は、従って今や自由な近代的賃労働者への萌芽を示し始めた。上述の労働者規制法令は、農民の移動自由の阻止、土地緊縛の強化、領主直営地の拡大等を志向する一連の法令[22]と並んで、まさに移動的労働力の緊縛化、その領主層への従属化を意図し、かくして農村社会のブルジョワ化の傾向を阻止せんとしたものであった。[23] ここに農業労働者と富農層の、農民戦争初期における共闘の条件が存した。

他方、広汎な移動性をもった当時の浮浪人口は、日雇、農業労働者であると共に、先述せる判告書からも推察される如く、反面では行商、傭兵、乞食でもあり、又、都市へ移住してツンフトの枠外におかれた最下層の市民層を形成し、或は又、当時勃興せる鉱山業や農村工業の中に大量に吸収されていった。[24] 従って農村内部における日雇、ゲジンデ等の農業労働者は、ツンフト的特権市民と対抗せる最下層の都市貧民、或は特権的鉱夫層と対抗した下層の鉱山労働者に類比される。彼等は、当時の一般的生活領域たる村落共同体、ツンフト、乃至職人組合、鉱夫組合又は鉱山労働者組合（ゲヴェルクシャフト、クナップシャフト）から排除され或はせいぜい劣悪な参加権を認められた、いわばカスト外賤民として、互に連繋し、かくして農民戦争を地域的な枠をこえて更に発展させうる客観的可能性を内包していたのである。一五一七年、上ライン地方のブントシュー蜂起に際し、彼自身 Leibeigene の生れで又逃亡中田畑番人 Bannwart をも務めた指導者 Joss Fritz が、運動の煽動者として、第一に乞食、第二に博徒、道化師、行商、無免許医者、大道芸人、大道商人等の遍歴職業の従事者、第三に傭兵等の浮浪的人口を使用した事は、以上の関連において非常に示唆的である。[25]

かくして、二章で記した「過激派」の運動形態の特質、即ち、㈠平和的協定に反対し、武力攻撃を主張した事、㈡地域的身分的な枠をこえ、就中都市下層市民と結合し、全民衆的な反封建闘争を展開せんとした事、の二つの特質は、「過激

派」の主要なトレーガーを日雇を中心とした移動的農業労働者の中に求める時、その内的関連は極めて明瞭であろう。彼等は村落内部の対抗関係においてゼルトナー或は貧農層と結合し、共同体成員権の実質的な保持者としての農民就中富農に対抗しつつ、更に広汎な移動的性格によって運動を地域的枠をこえて発展させ、各社会の下層賤民と共に「過激派」の主要メンバーを構成しえたわけである。又、彼等は、プロレタリアート乃至半プロレタリアートとしての立場、或は、いわばカスト外賤民としての地位から「過激派」＝ミュンツァー派の空想的イデオロギー、即ち全ゆる支配権の打倒とその上に立てられる地上における神の国の建設[26]——従って「過激派」の運動の第一の持質——をも受け入れうる内在的条件を具備していた事になるであろう[27]。

さて、以上の考察により、ドイツ農民戦争における「過激派」の存在とその運動形態、及びその主要なトレーガーとしての農業労働者の性格と彼等による「過激派」形成の客観的条件が一応明かにされたと思う。然し、本小稿は尚試論の域を出ず、更に、「過激派」の他のグループとしての農村手工業者或は都市下層市民の分析、或は、富農経営における農業労働者の雇傭関係及びそこから生ずる両者の共闘と分裂の条件の十分に実証的な解明等を必要とするであろうが、それらについては後日稿をあらためて論ずる事としたい。

註
(1) G. W., Ⅵ SS. 278, 265 u. 282 ; Siegrist, a. a. O., SS. 195 u. 406. より作成。
(2) Siegrist, a. a. O., SS. 376 u. 406.
(3) Hon-Firnberg, a. a. O., S. 79 ; Lütge, a. a. O., S. 172.
(4) G. W., Ⅵ. S. 277.
(5) W. Krämer, a. a. O., S. 296.
(6) G. W., Ⅵ. S. 418.
(7) Wiessner, a. a. O., S. 65.
(8) G, W., Ⅴ. S. 352.
(9) Krämer, a. a. O., S. 78.
(10) Lütge, Das 14./15. Jahrhundert, S. 193ff. 邦訳' 七三頁以下 ; Ketler, Die wirtschaftlichen Ursachen, S. 667ff. ; ders., Das deutsche Wirtschaftsleben, S.

173ff.; Abel, a. a. O., S. 392ff. リュトゲ及びアーベルは、一四・一五世紀の人口減少から、労働者不足→賃金騰貴を説き、「賃金労働者の黄金時代」とするが、ケルターは逆に、労働者の過剰、低賃金説を主張する。然し、何れも人口運動から生ずる労働力の需要、供給関係の変動から、賃労働者の問題を説明している事に変りはない。だが、この問題は当時の農村社会のブルジョワ的発展を考え合わせるべきで、そこから労働力の需要増大→賃労働者の漸増傾向が理解出来るであろう。更に、農民戦争勃発期は、アーベルも彼の依拠せる統計から指摘している如く、賃金の永続的な低下傾向の時期（一四七〇年以降）に入っていた事は注目される。ここで、ケルターの農民戦争原因論の批判をなしておこう。彼の研究は、農業労働者と手工業者を初めて考察の対象とするという注目すべき功績にも拘わらず、農民分化の視点に欠け、従ってそこから全農村人口（農民、手工業者、農業労働者）の全般的窮乏化を説き、全体として従来の貧農蜂起説を量的に拡大したにすぎない。

(11) Kelter, Das deutsche Wirtschaftsleben, S. 167f.

(12) Lütge, Das 14./15. Jahrhundert, S. 195. 邦訳、七六頁。

(13) Kelter, Das deutsche Wirtschaftsleben, S. 168.

(14) Hon-Firnberg, a. a. O., S. 66.

(15) G. W., V. S. 177.

(16) Hon-Firnberg, a. a. O. 'S. 66f.

(17) Ibid., S. 67; Lütge, Bayer. Grundherrschaft, S. 169.

(18) Hon-Firnberg, a. a. O., S. 69.

(19) Kelter, Das deutsche Wirtschaftsleben, S. 175.

(20) Lütge, Bayer. Grundherrschaft, S. 169. ここでWopfner説の批判をなしておこう。彼は先述（一章）の如く、Ehrbarkeit と Pofl の対抗を説くが、一般にPofl即ち零細農乃至農業労働者の数を僅少とし、更に彼らの客観的実態は「農民身分の附属物」であり、特に僕婢が農民家計の成員であった事情から、彼らの雇傭主に対する独立的意識の未成熟を説いている。これは、一面において正当であるが、僕婢を含めた当時の農業労働者のプロレタリアート化と移動性の増大を考える時その反面を見落していると言えよう。Wopfner, a. a. O., S. 76.

(21) Hon-Firnberg, a. a. O., S. 84ff. かかる Abdingung に対する規定は判告書にも数多く見出せる。vgl. ibid., S. 100ff.

(22) Kelter, Das deutsche Wirtschaftsleben, S. 168f.; Smirin, Deutschland vor der Reformation, zweites Kapitel u. S. 231f.

(23) 本稿の性質上、かかる簡単な指摘にとどめ、詳細は後日に譲りたい。尚、イギリスの同様な事例に関する岡田与好氏の勝れた考察を参照。『「労働者法令」違反事件を通じてみた、イギリス・マナー崩壊期における「賃労働」——近

代的賃賃労働形成の歴史的起点』土地制度史学、第三号。

(24) Kelter, Das deutsche Wirtschaftsleben, S. 181. ケルターによれば、ペスト期を通じて、農村と都市の間の、人口減少のアンバランスから、都市への農村住民の尨大な流入が生じたが、然し都市ツンフトの規制―技術的、財産的資格―によって、その流入は極度に限定された。又、都市自体でもツンフトの封鎖化が始まり、充満せる失業人口は農村を浮浪、遍歴し、或は農村に定着化した。こうして、「都市と農村における貧民 der arme Mann の結合と団結の心理的基礎も又、作られた。」ibid., SS. 183―195; ders., Die wirtschaftlichen Ursachen, S. 652ff. 鉱山業に関しては、拙稿「一五、六世紀ドイツにおける鉱山労働者の蜂起とその再編成」九州大学西洋史学論集、第五輯、特に二八頁、註(3)参照。

(25) G. Franz, a. a. O., S. 97.

(26) Vgl. Smirin, Die Volksreformation, V. Kapitel. 尚、ここでスミーリンは、ミュンツァー派のトレーガーとして、農民一般と、都市下層市民を捉えている様に思われるが、この点批判さるべきであろう。

(27) 本稿では「過激派」形成の内在的要因を考察したが、反面「過激派」構成部分の未成熟性と身分的特殊利害の錯綜（例えば、アルメンデ問題をめぐる鉱山労働者一般と農村人口一般の対抗）が又、分裂の条件をも作った事、更に一般的に彼等の浮浪的性格がルンペンプロレタリアートへの転化を内包していた事も充分考慮されねばならない。Vgl. Smirin, Volksreformation, S. 553f.; エンゲルス「ドイツ農民戦争」大内力訳、岩波文庫版、五三頁、拙稿「ドイツ農民戦争期における共有地問題」九大西洋史学論集第七輯。

（本稿の一部は、昭和三十五年度、京都大学西洋史読書会で発表した。尚、貴重な図書に関し、御配慮頂いた中村賢二郎氏に厚く感謝する次第です。）

Die Charakter "der radikalen Partei" im deutschen Bauernkrieg

——durch die Analyse des Landarbeiter——

von R. MAEMA

Obgleich es mir dünkt, dass der Gegensatz zwischen "der gemässigten Partei" und "der radikalen Partei" im deutschen Bauernkrieg die

sehr bedeutende Rolle spielte, gaben doch nicht genug die bischerigen Forscher Achtung auf diese Tatsache. M.M. Smirin, letztens, gab die epochemachende Erklärung über dieser ab, zogen aber er nicht sehr das Problem der Träger "der gemässigten Partei" und "der radikalen Partei" in Erwägung, denn seine Forschung wurde gewandt hauptsächlich auf das Gebiet der politischen Ideengeschichte. In diesem Aufsatze nahm ich den Landarbeiter als einen der Träger "der radikalen Partei" nach dem Hinweise von H. Wopfner und E. Kelter auf, und analysierte seine soziale und wirtschaftliche Charakter und daraus bewies im Zusammenhang mit den Bewegungsformen "der radikalen Partei", auf die Smirin hinwies die objektiven Bedingungen der Bildung derselben Partei, mit welchen der Landarbeiter sich versah.